

6. サイバーリスク保険

(ベーシックプラン(情報漏えいのみ担保)、アップグレードプランの2種類からお選びいただけます。)



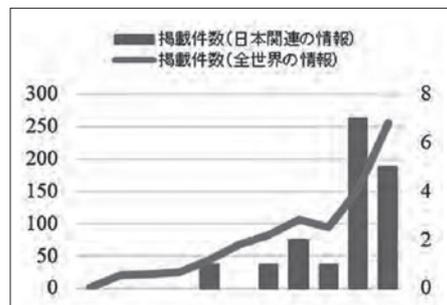
サイバーリスク保険(アップグレードプラン)の特長

- 団体向けの保険料水準でご案内
- ITユーザー行為に起因して発生した各種損害を包括的に補償
- サイバー攻撃の発見時に要する各種対応費用を補償
- セキュリティ事故の再発防止のために支出する費用や、コンピュータシステムが損傷した場合の修理費用も補償
- 「サイバー攻撃のおそれの発見」をトリガーとした緊急対応費用を補償
- 保険による補償とは別に「サイバーリスク総合支援サービス」をご利用可能

増加する医療業界のサイバーリスク

ランサムウェアを中心に、医療業界へのサイバー攻撃の被害が拡大しています！

ランサムウェア攻撃により窃取した情報を掲載する
暴露サイトの掲載件数



出典) Trend Micro「ランサムウェア最新動向2021年版」

巧妙化するサイバー攻撃

- ✉ **標的型メール攻撃** | 主にマルウェア付きの電子メールを用いて特定の組織や個人を狙う攻撃です。
- 💻 **ランサムウェア** | PC内のファイルを暗号化したり、PCをロックしたりすることで、業務継続を困難にし、元に戻すことと引き換えに「身代金」(*1)を要求するマルウェアです。
- 🔥 **ウェブサイト改ざん** | 組織のウェブサイトへ外部から侵入し、ウェブサイトの内容を書き換えてしまう攻撃です。
- 🌐 **DDoS攻撃** | 複数箇所から同時に大量の通信を発生させ、インターネットサイト等を利用できなくする手法です。
- ⚠️ **盗難・紛失/メール誤送信** | PCやUSBメモリの盗難・紛失、またはメールを関係の無い社外の人に誤って送信する等、組織内部の人間の過失により発生する事故です。
- 👤 **内部不正** | 組織内部の人間が、個人情報や営業機密を社外に不正に持ち出す等の行為です。

(*1)「身代金」を支出したにより被る損害は補償対象外です。

サイバーリスク保険の内容

保険金をお支払いする場合

賠償責任に関する補償

次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。(*2)(*3)

① ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由 (②および③を除きます。)

ア. 他人の事業の休止または阻害

イ. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損 (有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り。)

ウ. アまたはイ以外の不測の事由による他人の損失の発生

②情報の漏えいまたはそのおそれ

③記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信 (記名被保険者が対価または報酬を受領して他人に提供するものを除きます。) によって生じた他人の著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の侵害。ただし、②を除きます。

(*2) 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り。ます。

(*3) 日本国外で発生した上記の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。

日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

※ベーシックプランは、上記②と以下を補償します。

メール送受信等賠償責任担保特約条項

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務に伴い、「コンピュータ・ウイルスの感染」「他者による不正アクセス」または「被保険者が電子メールで発信したプログラムもしくはデータのかし」により発生した事故 (他人の事業の休止もしくは阻害、プログラムもしくはデータの滅失もしくは破損または人格権侵害等(*4)) について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。ただし、被保険者に対して保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限り (なお、当特約の支払限度額および免責金額は、ご加入タイプの賠償責任担保部分と同じ (共有) となります)。

(*4) ただし、情報の漏えいまたはそのおそれに起因するものは除きます。これらは所定の条件に合致する場合に基本契約 (賠償責任担保部分) にて補償されます。詳細は別冊「補償の概要等」をご参照ください。

費用に関する補償

※ベーシックプランは対象となる費用が異なりますので、P.16「お支払いする保険金の種類」をご確認ください。

訴訟対応費用以外の費用

P.16「お支払いする保険金の種類」に記載のa～gの費用（その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限り、事故対応期間内に生じたものに限ります。aの費用については固有のお支払条件がありますので、詳細は別冊「補償の概要等」をご参照ください。）を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。

<セキュリティ事故とは>

アップグレードプラン：P.14保険金をお支払いする場合の「賠償責任に関する補償」における①②③の事由や、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃をいいます。また、P.16に記載のa.緊急対応費用およびb.サイバー攻撃対応費用についてのみ、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃のおそれも含みます。

ベーシックプラン：次のものをいいます。ただし、イのサイバー攻撃のおそれは、b.サイバー攻撃対応費用についてのみ含まれるものとします。

ア. 情報の漏えいまたはそのおそれ

イ. 記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のうち、アを引き起こすおそれのあるもの

<風評被害事故とは>

セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書き込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

訴訟対応費用

この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限り）を支出したことによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限ります。

もしもサイバー攻撃が起こったら

●事故対応プロセス(例)

ケーススタディ(架空) 事故・被害:標的型メール攻撃により、院内PC10台がマルウェアに感染。取引先の機密情報および患者の個人情報約60,000件が流出
経緯:セキュリティ運用管理会社に情報流出の可能性を指摘され発覚。その後本格調査に乗り出し、事故・被害の全容を把握

**2022年4月施行
改正個人情報保護法について**

改正法施行後、個人情報の漏えいが発生した場合、事業者には、**個人情報保護委員会・被害者本人への報告・通知義務**が生じます。

被害の原因、範囲特定のための調査には、**パソコン1台当たり100万円**程度かかることも…

求められる対応	検知	初動対応	対応	事態収拾	再発防止計画
検知内容の精査	・影響の調査 ・影響箇所・範囲の特定等	・ログ収集 ・証拠保全 ・原因・被害調査 ・バックアップ復元等	・見舞金 ・広報対応 ・弁護士費用等	・再発防止のための各種施策(技術対策、教育、ルール作り等)の計画策定	
想定費用	(社内で対処)	約 500万円	約 3,000万円	約 4,000万円	約 500万円

※上記金額はあくまで想定です。個社の状況、事故の内容、対応業者等により金額は変わります。



**サイバー攻撃の被害を受けると
複数の事故対応と多額のコストが発生します。**

【用語の意味】 このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

ITユーザー行為	記名被保険者の業務における次の行為をいいます。 ア. コンピュータシステムの所有、使用または管理。ただし、他人のためのコンピュータシステムの所有、使用または管理を除きます。 イ. アのコンピュータシステムを使用して行うプログラムまたはデータの提供（記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。）。ただし、プログラムまたはデータ自体を記名被保険者の商品・サービスとして他人に提供する場合を除きます。
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。）。 エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故（定義については、上記の<セキュリティ事故とは> <風評被害事故とは>をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア. 個人情報 イ. 法人情報 ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。） イ. 法人情報被害者以外に知られたこと ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと。
人格権	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 自由、プライバシー、名誉または信用 イ. 氏名権（自己の氏名を他人に冒用されない、または正確に呼称される権利もしくは利益をいいます。） ウ. 肖像権（自己の肖像を無断で他人に撮影され、使用され、または公表されない権利または利益をいいます。） エ. パブリシティ権（経済的利益または価値を有する自己の氏名、名称または肖像を無断で他人に使用されない権利または利益をいいます。）

被保険者について

- 記名被保険者(法人、個人立の病院・診療所)
- 記名被保険者の役員または使用人(ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りです。)

ご加入にあたって

- 保険料は病床数や施設数、年間売上高(把握可能な最近の会計年度等)で計算し個別にご案内いたします。
- ご加入の単位は、法人単位です。

お支払いする保険金の種類

保険金の種類		アップグレードプラン	ベーシックプラン (情報漏えいのみ担保)
賠償責任に関する補償	法律上の損害賠償金	○ 情報漏えい そのおそれ以外も補償	△ 情報漏えい そのおそれのみ補償
	争訟費用		
	協力費用		
費用に関する補償	a. 緊急対応費用	○	×
	b. サイバー攻撃対応費用	○	×
	c. 原因・被害範囲調査費用	○	○
	d. 相談費用	○	○
	e. コンピュータシステム復旧費用	○	×
	f. その他事故対応費用	○	○
	g. 再発防止費用	○	×
	h. 訴訟対応費用	○	×

※ 詳細および保険金をお支払いできない主な場合については、別冊「補償の概要等」をご確認ください。

支払限度額

個別特約の付帯やフリータイプ(より高額な補償)での加入も可能です。

補償項目 / 支払限度額 (1事故・保険期間中) ※以下①と(7)は支払限度額 (1請求・保険期間中)	2A	2B	2C	A	B	C
①損害賠償責任(免責金額(1請求)10万円) * 1	2億円	1億円	1億円	1億円	5,000万円	3,000万円
②サイバーセキュリティ事故対応費用 * 2	1億円	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
(1) 緊急対応費用 * 3 (◆)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
(2) サイバー攻撃対応費用 (◆)	1億円	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
(3) 原因・被害範囲調査費用、相談費用						
(4) コンピュータシステム復旧費用 (◆)	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
(5) その他事故対応費用 * 4	1億円	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
(6) 再発防止費用 * 3 (◆)	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
(7) 訴訟対応費用 (◆)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

※ベーシックプラン(情報漏えいのみ担保)については(◆)の記載がある項目は対象外です。

*1 この保険契約においてお支払いする保険金の額は、お支払いする全ての保険金を合算して、「①損害賠償責任」の支払限度額(保険期間中)が限度となります。

*2 (1)~(7)の各費用は「②サイバーセキュリティ事故対応費用」の支払限度額の内枠で支払います。

*3 縮小支払割合90%が適用されます。(他の各種費用の縮小支払割合は100%となります。)

*4 個人情報漏えい見舞費用は、被害者1名につき1,000円、法人見舞費用は被害法人1法人につき5万円が支払限度額となります。

保険料は法人ごとに個別算出となります。

保険料やフリータイプについては、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

サイバー・情報漏えい事故への備え

サイバー事故(インシデント)には、**発生前後の両方に対する備えが重要**です。



サイバーリスクの脅威と被害の動画は
←こちらのQRコードから

インシデント発生前の備え

安全なネットワークの使用

認証の強化

従業員の教育

インシデント発生後の備え

インシデントが発生した際の迅速な対応

お客様からの感謝の声

ウイルス感染のおそれがあったが、PCをリモートから診断してくれ、対処についてアドバイスがもらえた!

事故発生直後に対処についてアドバイスがもらえ、専門事業者の手配までサポートしてくれた!

上記以外にも、保険金請求の方法に関する、タイムリーにアドバイスを実施します!

東京海上日動のTokio Cyber Port^(*)がお役に立ちます

●サイバー関連のコラム・ニュースを閲覧可能

●さらに、会員登録(無料)いただくと...



(*)東京海上日動が運営する「サイバーセキュリティ情報発信サイト」です。

サイバーセキュリティ・外部診断

予想損失額シミュレーション

標的型メール訓練

など

様々なサービスをご利用いただけます。

東京海上日動の緊急時ホットラインサービスがお役に立ちます

●お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、専用窓口(フリーダイヤル)で直接ご支援を実施するサービスです。

※本サービスは被保険者の方向けです。加入者と被保険者が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

緊急時ホットラインサービスの特長	多様な専門事業者ラインナップ 多様な専門事業者の中から、トラブルの状況やお客様のニーズに応じて 最適な事業者をご紹介します。	日常のサイバートラブルからご支援 ウイルス感染等の 日常のサイバートラブル に、初期アドバイスやリモートサポート等を行います。
経験豊富なサイバー専門家がご支援 インシデント対応の専門家が、 事故対応に精通した保険会社 ならではの支援を行います。	保険適用外でもサービス利用可能 仮に保険が適用されない場合でも サービス利用可能 です。 (専門事業者手配の実費はお客様のご負担となります。)	初動から再発防止までご支援 初動対応から保険金請求、さらには再発防止策の実行に至るまで ワンストップ でご支援します。

ブロックサイバー
0120-269-318

※ご利用の際は、「ご加入者名」「加入者証券番号」を確認させていただきます。

24時間365日対応
(年中無休)

サイバーリスク・モニタリングサービス

お客様の所有するドメインを外部から定期的にモニタリングし、特に早期に対処すべきと考えられるセキュリティ上の課題を発見した場合に、お客様に対してアラート通知を行い、一般的に推奨される対応策について情報をご提供するサービスです。

※ベーシックプラン(情報漏えいのみ担保)のご加入者をご利用対象外です。

※本サービスは、2025年2月1日以降始期契約へご提供します。なお、ご利用にあたっては、「Tokio Cyber Port」上で会員登録のうえお申込みが必要です

1 お客様が所有する**ドメイン**を外部から定期的にモニタリングします。

2 **セキュリティ上の課題**を発見した場合に**アラート通知**を送ります。

3 一般的に**推奨される対応策**について**情報提供**します。

〈サイバーリスク・モニタリングサービスのご利用にあたってのご注意事項〉

- 本サービスは、サイバーリスク保険(ベーシックプラン(情報漏えいのみ担保)を除きます。)のご加入者または記名被保険者のみをご利用いただけるサービスです。
- 本サービスのご利用にあたっては、TokioCyberPort上で会員登録のうえ、お申込みが必要です。アラート通知はご登録いただいたメールアドレス宛にお送りし、発見されたセキュリティ上の課題については、Tokio Cyber Port上に掲載します。
- モニタリングの対象としてご登録いただけるドメインは、ご契約者または記名被保険者1社につき、5つまでとなります。
- 本サービスについて利用者が被る損害については、東京海上日動の故意または重過失により生じたものである場合を除き、一切責任を負いません。
- アラート通知およびTokio Cyber Portに掲載する情報は、セキュリティ上の課題の発見の参考情報としてのみ提供するもので、セキュリティ上の課題の発見を保証するものではなく、また、情報の正確性を保証するものではありません。

ベンチマークレポートサービス

米国シリコンバレーのサイバーリスク分析会社であるガイドワイア社との提携により、企業がさらされているサイバーリスクの要因を様々な角度で分析した「サイバーリスクベンチマークレポート」をご提供するサービスです。

※ベーシックプラン(情報漏えいのみ担保)のご加入者をご利用対象外です。

※本サービスのご利用には、お申込みが必要です。お申込方法につきましては、取扱代理店または東京海上日動までご連絡ください。

1 貴社のサイバーリスクを**自己申告は不要**な**客観的な外部情報**に基づき**分析し、スコアリング**します。

2 **攻撃者の視点**を含め、リスクを**多面的に分析**します。

3 貴社のサイバーリスクについて**同業他社と比較**ができます。

〈ベンチマークレポートサービスのご利用にあたってのご注意事項〉

- 本サービスは、サイバーリスク保険(ベーシックプラン(情報漏えいのみ担保)を除きます。)にご加入の被保険者のうち、企業URLを持つお客様のみがご利用いただけます。また、お客様によっては本サービスをご利用いただけない場合またはご利用に時間を要する場合がございます。
- 本サービスは、お客様のセキュリティに関する脆弱性情報の特定や技術的な対策、推奨、その他の支援等を実施することを目的としたものではありません。
- 本レポートの結果の根拠となる情報や分析手法について開示することはできません。
- 本レポートの結果はあくまで一定のアルゴリズムに基づいたリスクの評価結果を示すものであり、実際にサイバー攻撃を受けるかどうかを保証するものではありません。
- 本レポートの内容に関して、東京海上日動およびガイドワイア社は一切責任を負いません。
- 本レポートをサイバーリスク保険の保険金のお支払いのための根拠資料として利用すること。
※サイバーリスク総合支援サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

ご加入方法について

病院総合補償制度ご加入方法

(現金・小切手運送保険、経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXT除く)

ご加入申込の締切 (締切日必着)

本制度は保険契約期間が2025年2月1日午後4時から2026年2月1日午後4時までの1年間の契約となっております。

※保険契約期間の途中でご加入される場合の補償期間、締切等は下表の通りとなります。

	申込みの締切	保険始期日	保険満期日	保険料の支払期日
新規・更新	2024年 12月6日 (金)	2025年2月1日 午後4時	2026年2月1日 午後4時	取扱代理店または 引受保険会社にご確認ください
中途加入	各月10日 (10日が土・日・祝日の場合は 前営業日となります)	申込締切日の 翌月1日		

■ 締切日までに必ず手続きください。手続きは加入依頼書の受付および保険料の入金の確認をもって完了します。手続きが締切日に間に合わなかった場合は、補償開始日が遅れることがありますのでご注意ください。

■ 病院(診療所)賠償責任保険(産業医等活動保険オプション付帯)で口座振替の場合の引去日は、2025年2月12日(水)となります。分割払の場合、以降毎月12日(土日祝日の場合はその翌営業日)

■ 2025年2月2日以降に中途加入される場合は加入月により保険料が異なりますので取扱代理店または引受保険会社にご確認ください。

加入方法

■ それぞれ専用の加入依頼書に必要事項をご記入いただきご捺印ください。

■ 保険料は、下記団体口座までお振込ください。締切に間に合わなかった場合は、ご加入が遅れることとなりますのでご注意ください。

団体取りまとめ窓口(加入依頼書は取扱代理店経由でご提出願います。)

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17東洋ビル11階 一般社団法人 全日病厚生会

振込先(団体口座)

〈ご注意〉振込手数料は加入者様ご負担になることをご了承ください。

三菱UFJ銀行 神保町(ジンボウチョウ)支店

普通 0660161

(口座名義)全日病厚生会(ゼンニチビョウコウセイカイ)

更新時お振込の際には加入依頼書記載の営業店・代理店コードを必ず入力してください。



現金・小切手運送保険、経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXT ご加入方法

現金・小切手運送保険、経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXTは他の商品ラインナップとは異なる加入方法となります。詳しくは、別途専用パンフレットをご参照ください。

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 〈通話料有料〉

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<お問い合わせ先>

取扱幹事代理店

株式会社 全日病福祉センター

〒101-0061

東京都千代田区神田三崎町1-4-17

東洋ビル11階

TEL: 03-5283-8066

FAX: 03-5283-8077

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課)